

# 岡山県クラブバドミントン連盟規約

## 第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 この連盟は、岡山県クラブバドミントン連盟(以下「本連盟」という)と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は理事会の審議を経て選定する。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本連盟は岡山県のバドミントン競技愛好者の育成、発展とクラブバドミントンの親睦融和を図り、これらの中枢機関として岡山県のバドミントン発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各競技会の開催
- (2) 岡山県内クラブとの交流と情報収集
- (3) 競技の普及および指導
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟の目的に賛同する岡山県内のバドミントンクラブ(以下「クラブ連盟」という)をもって組織する。

## 第4章 登録

(登録)

第6条 本連盟の加盟および登録については、岡山県内のバドミントンクラブ代表者から申請し、所定の手続きにより行なう。

## 第5章 機関

(機関)

第7条 本連盟に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第8条 総会は年1回開催し、会長が招集する。また必要に応じて臨時総会を招集することができる。

- ② 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、会計、会計監査で構成し、役員名の三分の一以上の出席により成立する。ただし、出席できない役員は、他の役員に決議事項について同意書を提出することにより、出席にかえることができる。

- ③ 総会の議事は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは副会長があたる。
- ④ 総会は次の事項を決議する。
  - (1) 事業報告および収支決算
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 規約の改廃
  - (4) 役員を選任
  - (5) 加盟および脱退
  - (6) その他本連盟の業務における重要事項

(理事会)

第 9 条 理事会は、必要に応じて招集する。

- ② 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長をもって構成し、構成員の三分の一以上の出席により成立する。出席できない構成員は、他の構成員に決議事項について同意書を提出することにより、出席にかえることができる。
- ③ 理事会は、総会の委任事項およびその他の事項の審議と執行を分掌する。

(決議の方法)

第 10 条 総会及び理事会の決議または承認は、出席者の過半数以上の賛成をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

## 第 6 章 役員

(役員)

第 11 条 本連盟は、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
理 事	若干名
事務局長	1 名
会 計	1 名
会計監査	1 名

(会長の任務)

第 12 条 会長は本連盟を代表し、本連盟の運営を統轄する。

(副会長の任務)

第 13 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(理事長の任務)

第 14 条 理事長は会長の指示を受け、本連盟の会務を執行する。

(副理事長の任務)

第 15 条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(理事)

第16条 理事は本連盟加盟登録団体より選出された者のうち、総会により任命されたものにより構成され、本連盟の業務を処理する。

(事務局長)

第17条 事務局長は会長の命を受け、本連盟の会議の記録等の整備を行なう。

(会計)

第18条 会計は会長の命を受け、本連盟の会計に関する処理を行なう。

(会計監査)

第19条 会計監査は、本連盟の会計に関する監査を行なう。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とし再選を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。増員役員についても同様とする。

## 第7章 経費および会計

(財源および経費)

第21条 本連盟運営のための財源ならびに経費は、加盟団体の分担金、登録費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって行なう。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 雑則

(その他)

第23条 本連盟規約施行に必要な細則は、別にこれを定める。

(施行)

第24条 この規約は平成22年4月1日より施行する。

付 則 施行期日 平成22年4月1日  
改正期日 平成30年4月1日